地域医療勤務環境改善体制整備特別事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加 え最新の知見や技能又は高度な技能を修得できるような医師を育成する医療機関 に対して、業務効率化や勤務環境改善の取組に要する経費を補助することで、医 療従事者の負担軽減及び離職防止を図り、もって安全で質の高い医療の提供に資 することを目的とする。

(実施主体)

- 第2条 この事業の実施主体は、次のいずれかに該当する医療機関で、第5条に規定する交付要件を満たすものとする。なお、診療報酬により地域医療体制確保加算の対象となる場合及び地域医療勤務環境改善体制整備事業を実施している場合であっても、本事業の対象とする。
 - (1) 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本 19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数(病床機能報告により県へ報告している 医師数(非常勤医師数を含む。)をいう。以下同じ。)が40人以上」かつ「常勤 換算医師数が40人以上」の医療機関
 - (2) 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本 19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

(補助対象事業)

第3条 補助の対象事業は、前条に該当する医療機関が行う、医師の労働時間短縮 に向けた取組として、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画(以下、 「労働時間短縮計画」という。)に基づく取組を総合的に実施する事業とする。

(補助対象経費)

- 第4条 前条に規定する総合的な取組に要する経費に対して補助するものとする。 ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合にあっては、その加算の対象範囲についてさらに本事業の対象とすることはできない。
- 2 前項ただし書きの場合において、加算を取得していてもその加算対象とならな い範囲については、本事業の対象とすることができる。

(交付要件)

- 第5条 補助金の交付要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその 改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
 - (2) 年の時間外及び休日の労働時間が合計して960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条に規定する労働組合又は労働者の代表者と締結する協定(以下、「36協定」という。)において、全員若しくは一部の医師の年間の時間外及び休日の労働時間の合計の上限が720時間を超えていること。

なお、「年の時間外及び休日の労働時間が合計して 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」とは、「年の時間外及び休日の労働時間が720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。

- (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催しているものであること。
- (4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(補助事業の決定)

第6条 補助事業は、公募するものとし、当該公募に係る書類の審査等により補助 事業を選定し決定する。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の 対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別 に定める。

(その他)

- 第8条 医療機関は労働時間短縮計画の作成及びその遂行に当たり、とちぎ医療勤務環境改善支援センターと連携して実施することができるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6(2024)年度分の補助金から適用する。